

## 定義付けが必要と考えられる用語

第4回～第7回の会議で用いられた用語	左の用語の定義（案）	定義付けに当たって参考とした規定等
障がい	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）があって、その障がい及び社会的障壁 <sup>※1</sup> により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態	障害者基本法第2条第1号
社会モデル	社会的障壁 <sup>※1</sup> により障がい者の能力や機能が十分に発揮されないでいる状態を障がいと捉えるという考え方	条例制定作業部会（第4回）議事録8頁
社会的障壁 <sup>※1</sup>	障がい者にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの	障害者基本法第2条第2号
障がい者	障がいのある者	
障がい児	障がいのある者のうち18歳未満のもの	
事業者	市内において事業活動を行う全ての者	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例第2条第2号
差別	障がいを理由とする差別（直接差別、間接差別及び合理的配慮 <sup>※2</sup> をしないこと）その他の権利利益を侵害する行為	障害者基本法第4条第1項
不利益な取扱い	合理的配慮 <sup>※2</sup> をしないこと	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例第2条第2号
合理的配慮 <sup>※2</sup>	障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調製であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの	障害者権利条約（仮訳文）第2条